

# 令和7年国勢調査オンライン回答推進業務委託仕様書

## 1 目的

オンライン回答を推進することで、自治体事務や調査員事務が軽減されるだけでなく、回答する側においても負担軽減や利便性の向上が図られることから、多くの方をオンライン回答へ誘導できるよう、SNS等を通じて調査の意識や理解を深めるとともに、オンライン回答へ誘導して、効率的な国勢調査の実施を図る。

## 2 訴求対象及び訴求内容

### (1) 訴求対象

訴求対象は秋田県に住む全ての人、世帯とするが、オンライン回答の積極的推進の観点から、以下を重点的に訴求対象とする。

- ・若年（20～30歳代）単身世帯
- ・前回の国勢調査において、紙の調査票で回答した世帯

### (2) 訴求内容

- ・日本に住んでいる全ての人・世帯が調査の対象であること。
- ・法律により回答が義務付けられていること。
- ・回答の必要性及び調査結果の利活用方法について具体的な事例を提示すること。
- ・容易に回答できること。
- ・調査に回答するための調査書類が世帯ごとに配布されること。
- ・オンライン回答の内容は厳重なセキュリティにより保護されていること。
- ・国勢調査のオンライン回答画面へのアクセスは簡単にできること。

など

## 3 委託業務の内容

令和7年国勢調査のオンライン回答を推進するため、期間中に秋田県内在住の人をターゲットとしたSNS等のインターネット広告を展開する。

### (1) 実施計画書作成

契約後、1週間以内に具体的な実施スケジュール及び実施体制を示した実施計画書を提出すること。

### (2) インターネット広告実施期間

令和7年9月1日（月）から10月8日（水）までとするが、次のスケジュールに合わせて効果的な広告を行うものとする。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 国勢調査の告知期間 | 9月1日（月）～9月19日（金）  |
| ② 調査票の配布期間  | 9月20日（土）～9月30日（火） |
| ③ 調査票の回答期間  | 10月1日（水）～10月8日（水） |

### (3) デザイン作成等

- ・調査日程に合ったバナーと動画等を作成するものとする。
- ・バナーや動画からリンクする場合は、リンク先を指定のサイト（総務省キャンペーンサイト等）とすること。
- ・国から提供される広告イメージとかけ離れたイメージにならないようにすること。
- ・バナーや動画素材の提供は行わないので、受託者側で必要なものを作成すること。
- ・SNS等のインターネット広告の管理画面は、受託者側で必要なものを準備すること。
- ・SNS等のインターネット広告のアカウントは、受託者側で必要なものを準備すること。

#### (4) インターネット広告の対象 SNS 等

インターネット広告を行う SNS 等は、ユーザー数、利用者の年代、費用等を考慮して効果的なものを複数選択（SNS<sup>(※1)</sup>は必ず3つ以上含めること）するものとする。

※1 SNSとしては、SNS（social networking service）の機能を有するインターネット上のサービス全般を想定しています。

#### (5) 実績報告書

この業務の完了後は、実施結果、分析内容及び今後のオンライン回答推進に向けての提言等を盛り込んだ委託業務完了報告書を作成し、そのデータも提出すること。分析内容には、広告配信期間別に以下の事項について記載すること。

- ・サービス（プラットフォーム）別の表示回数、クリック数（率）等について、性別、年代別の分析
- ・デバイス別の表示回数、クリック数（率）等について、性別、年代別の分析

#### (6) その他

そのほか、オンライン回答推進について、有効な取組があれば独自に提案すること。

### 4 委託事業費

(1) 本業務に係る経理については他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにすること。

(2) 次の経費は委託事業の対象としないこと。

- ① 機械・機器等の購入・改修経費、土地・建物の取得経費

※ 業務の実施に必要な施設、事務機器等（パソコン等）は受託者において備えること。

- ② 飲食費
- ③ 受託者の他の業務と区分できない経費
- ④ 委託契約以前に支出した経費
- ⑤ その他、事業との関連が認められない経費

(3) 業務の企画提案に当たっては、できる限り低コストで効果の高い内容となるよう工夫してください。

### 5 留意事項

(1) 権利の帰属

- ① 著作権は著作権法に基づき処理すること。
- ② 委託者は受託者が作製した成果品を独占使用できるものとする。
- ③ 受託者は委託者の承諾なしに、最終成果品を他に流用しないこと。

(2) 委託業務に関する協議等

- ① 委託者は契約に当たり、採用した企画案の一部を協議の上、変更することがある。
- ② この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(3) 報告

受託者は本業務の実施の進捗状況を必要に応じて適宜、委託者に報告すること。

(4) 関係法令の遵守

企画提案に当たっては、本業務を実施する上で、著作権、肖像権、個人情報を取り扱う場合は関係法令等を遵守すること。

### 6 委託期間

契約締結の日から令和7年11月10日（月）までとする。